

令和8年度板橋区生活安全協議会

開催日時 令和8年7月24日（金）午前10時00分～午前11時30分
開催場所 区役所本庁舎南館4階 災害対策室AB
出席者 生活安全協議会委員25名 専門委員12名 合計37名

1 開会・委員紹介

防災危機管理課長

委員を紹介させていただきます。

－委員の紹介－

防災危機管理課長

資料の確認をさせていただきます。

－資料の確認－

防災危機管理課長

令和8年度板橋区生活安全協議会を始めさせていただきます。初めに、本協議会の会長であります区長からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

区長

皆様おはようございます。本日は、ご多忙の中、板橋区生活安全協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、本日お集まりの皆様方におかれましては、平素から板橋区の安心・安全なまちづくりにご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、近年の生活安全を取りまく環境でございますが、大きく変化しており、特に、特殊詐欺の被害が年々増加しております。区内の昨年の被害金額は約8億8千万円と、前年から1億4千万円以上増加しており、由々しき事態にあると考えます。特殊詐欺は、高齢の方が被害に遭いやすいイメージがあるかと思いますが、最近では若い方の被害も多く発生し、幅広い世代への注意喚起が必要な状況となっております。

また、昨今、いわゆる「闇バイト」による強盗事件が全国的に発生し、区民の皆様の不安が高まっていると感じております。こうした中、区では、昨年度に引き続き、防犯カメラなどを購入・設置した世帯に対し、経費の一部を補助する事業を実施するなど、区民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを推進しております。

一方、消防関係では、昨年の区内救急出場件数は約3万2千件となっており、依然として高い水準が続いております。区といたしましては、救急車の適正利用の周知について、引き続き消防署と連携を図ってまいります。

本日の生活安全協議会では、各団体の代表の皆様からご意見を賜ることはもちろんのこと、相互に協力し合うことで、犯罪のない安心・安全な板橋区が実現できると考えておりますので、皆様の活発なご議論をよろしく申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

防災危機管理課長

それでは続きまして、板橋区議会議長からご挨拶をいただきます。

区議会議長

皆様、おはようございます。

日頃から皆様には、防犯パトロールや火災予防運動などを通じて、地域の安全・安心の確保にご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、区内の犯罪情勢につきましては、深刻な状況が続いており、特に近年、特殊詐欺による被害額は増加の一途をたどっております。最近では、オレオレ詐欺や還付金詐欺といった従来からの手口に加え、警察官を装って「あなたの口座が犯罪に利用されている」などと不安をあおり、金銭をだまし取る手口が急増しております。

また、こうした被害は高齢者層にとどまらず、若年層を含む幅広い世代へと拡大しており、一層の注意喚起と防犯意識の向上が求められております。

一方、火災の発生状況につきまして、後ほど消防署からご報告があるかと存じますが、火災を未然に防ぐためには、区民一人ひとりが防火意識を持ち、日頃から火災予防に努めることが大切です。そのためには、区や消防署をはじめ、関係機関や地域団体の皆様と連携しながら、継続的な啓発活動に取り組んでいくことが必要不可欠であります。

板橋区議会といたしましても、区・警察署・消防署とともに各団体の皆様、区民の皆様と力を合わせ、「安心・安全なまち」の実現に向け努力してまいりたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長

続きまして、区内警察署を代表して、高島平警察署長からご挨拶をお願いいたします。

高島平警察署長

皆様おはようございます。本日お集まりの皆様には、平素から警察業務各般にわたり、深いご理解とご協力をいただいておりますこと、板橋区内3警察署を代表して、厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、本年に入り、匿名・流動型犯罪グループによる凶悪犯罪や特殊詐欺に関するニュースが連日報道されておりました、こうした犯罪から、区民の皆様の安全安心な生活をいかに守るかということが、治安対策上の大きな課題となっております。

板橋区内においては、本年に入り、凶悪事件の発生はございませんけれども、本年5月末現在の刑法犯認知件数は1,447件となっております、昨年同時期と比べ、92件の増加となっております。

区内の犯罪発生状況につきまして、後ほど、担当者から説明をさせていただきますが、凶悪事件をはじめとした犯罪発生を抑止では、板橋区をはじめ、関係機関や地域の皆様方の情報共有・連携強化が、必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。板橋区内3警察署にありましては、関係機関との連携をさらに深めまして、区民の皆様方の安全・安心な暮らしを守り、今以上に犯罪のないまちづくりに努めていきたいと考えております。

繰り返しにはなりますけれども、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

防災危機管理課長

続きまして、区内消防署を代表して、板橋消防署長代理災害対策調整担当課長からご挨拶をお願いいたします。

板橋消防署長代理災害対策調整担当課長

本日、板橋消防署長につきましては、公務のため欠席させていただいておりますので、代理で出席しております。板橋区内消防署2署を代表いたしまして一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様方には、平素より、消防行政への深いご理解、そして多大なるご協力をいただいておりますこと、感謝申し上げます。

また、先般北区で発生いたしました小学校での火災を受けまして、板橋区内の校長先生の会議、「板橋区校長会」に出席し、自衛消防訓練及び総合防災教育の重要性についてお話しする機会をいただきました。これからも、子どもたちの安全、安心を守るため、教育委員会や学校の先生方と連携を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

話は変わりますが、こちらもニュース等で連日のように報道されているとおり、災害級の暑さが続いております。熱中症予防の重要性について、詳細は後ほどお話しさせていただきますが、自分自身が熱中症にならない、周りの人も熱中症にさせない、その気持ちでこの夏を乗り切ってもらいたいと思います。

最後に、火災につきまして、先ほども区議会議長からお話しいただきましたが、一人一人が防火意識、火事を出さないという意識を高く持っていただくことが、何より重要なことだと考えております。

結びとなりますが、板橋消防署、志村消防署といたしましては、板橋区の安全・安心に万全の体制を取り、引き続き皆様のお力添えをいただきながら、消防業務に邁進していく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

防災危機管理課長

それではこれより議事に入ります。議事の進行につきましては本協議会の会長であります区長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

どうぞご協力をお願いいたします。早速ではありますが、報告事項に入りたいと思います。初めに、「令和7年度板橋区生活安全協議会活動報告」について、防災危機管理課長から説明をお願いいたします。

3 報告事項

(1) 令和7年度板橋区生活安全協議会活動報告（資料1）

防災危機管理課長

それでは資料1「令和7年度板橋区生活安全協議会活動報告」をご覧ください。

まず、令和7年度板橋区生活安全協議会専門部会の活動概要でございます。「1 専門部会活動概要」に記載のとおり、令和8年2月3日に専門部会を開催いたしました。議事は(4)に記載の4件となります。

ここで恐れ入りますが、「別紙」の資料をご覧ください。別紙の資料は、生活安全協議会の重点項目に関する各機関団体等の皆様の活動報告となります。

「2 特殊詐欺・闇バイト・悪質商法対策について」でございます。令和7年の刑法犯認知件数につきましては、若干の増加傾向にございます。特に、特殊詐欺被害については、依然として高い水準で発生しておりまして、令和7年の被害額は、先ほど区長からの挨拶にありましたように、約8億8,300万円と、前年と比べ、約1億4,100万円の増加となっております。特殊詐欺の最近の傾向といたしましては、警察官等を騙り、捜査名目で現金等をだまし取る手口が多く発生しております。

また、皆様ご承知のとおり、いわゆる闇バイトが深刻な社会問題となっております。若者が高額報酬等の甘い言葉に騙され、特殊詐欺や強盗事件の加害者となる事案が全国各地で発生をしております。

また、消費者センターでの相談件数も増えておりまして、最近の傾向といたしましては、SNSやインターネットの広告をきっかけとしたトラブルが増加をしております。不動産

取引やFX、暗号資産等の相談においては、被害額が高額になるケースも増えております。こうした現状を踏まえた対策でございますが、各種の防犯イベントやキャンペーン活動を関係機関が連携して実施し、特殊詐欺など、各種犯罪の対策や闇バイトについての注意喚起を行っております。

また、毎週発行しております「最近の犯罪発生情報」をはじめ、区ホームページやSNS等を活用し、防犯対策や被害防止対策について、積極的な注意喚起を行っております。その他、板橋セーフティー・ネットワーク事業の展開や、青色防犯パトロールカーによる巡回など、既存事業のさらなる周知についても取り組んでいるところでございます。

「別紙」2ページへお進みいただければと思います。

「3 子どもに対する犯罪の防止対策について」でございます。現状として記載しておりますように、区内では、前年と比較し10件減少となりましたが、子どもが標的となる事案は地域社会に与える不安が大きいことから、引き続き、警戒が必要となっております。対策といたしましては、メールけいしちょうや「Digi Police」による注意喚起のほか、子どもたちや保護者向けの各種事業を開催し、防犯意識の啓発を図っております。

続いて、「4 火災予防対策について」でございます。令和7年中の区内の火災件数は177件で、前年から44件増加しております。特に、近年はリチウムイオン電池等が原因となった電気火災が多くなっております。また、区内の救急車の出動件数は減少しているものの、救急車の適正利用について啓発が必要な状況となっております。対策といたしましては、住宅への火災警報器設置やリチウムイオン電池の取扱などを周知するほか、救急車ひっ迫アラートの発表など、救急車の適切な利用を訴えることなどが挙げられます。

それでは、資料1の1ページにお戻りください。

「1 地域安全マップ作製講習会」でございます。これはフィールドワークやマップづくりを通して、子どもたちに防犯の意識を身につけてもらうことを目的に開催しているものでございまして、当日は40名の皆様にご参加をいただきました。

2ページにお進みください。

「2 犯罪抑止生活安全のつどい」でございます。10月1日に、区立文化会館大ホールに関係者が一堂に集まり開催いたしました。当日は、腹話術で有名な「いっこく堂」さんをお招きしまして、トークショーや腹話術を交えながら、特殊詐欺被害防止を呼びかけました。

続いて、「3 生活安全の日キャンペーン」でございます。12月22日に、セブントウン小豆沢において実施した犯罪や火災を予防する街頭キャンペーンとなりまして、平日にもかかわらず、当日は約530名の方にお越しいただきました。

3ページへお進みください。

「4 板橋セーフティー・ネットワーク」でございます。これは、区内を中心に業務を行っている事業者や区民の皆様に、日常業務や日常生活の中に、防犯の観点を加えていただくことで、犯罪の抑止と早期解決を図るものでございます。（2）に記載しているように、令和7年度は新たに5つの事業者と、31名の区民の皆様に参加をいただいたところでございます。

「5 防犯機器等購入緊急補助事業」でございます。こちらは令和7年度の新規事業となります。区民の皆様が侵入盗被害に有用な防犯カメラやカメラ付きインターホンなどの防犯機器等を購入・設置した場合に、東京都と板橋区が費用の一部を補助するものでございます。補助率は3/4・上限は3万円となります。令和7年度は3,418件の交付実績となっております。

4ページへお進みください。

「6 防犯設備の整備補助」でございます。こちらは、町会・自治会や商店街が設置する防犯カメラの費用の一部を東京都と区が補助するものでございます。（2）の補助実績をご覧ください。令和7年度は14団体から申請があり、新規で29台、更新（古くなった機器を入れ替えること）で109台の防犯カメラについて、補助金を交付しております。なお、平成15年度からの設置台数は、990台となります。

「7 防犯カメラ維持管理費等補助」でございます。こちらは、ただいまご説明いたしました補助制度を活用して設置した防犯カメラの電気料金等の維持管理費の一部を補助するものでございます。令和7年度の補助実績は（2）に記載のとおりでございます。

5ページにお進みください。区の実施事業でございます。

「1 総合安心・安全パトロール」でございます。区では、青色防犯パトロールカーの巡回警備を24時間365日実施しております。また、（3）に記載のとおり、不審者情報等があった地域の巡回を一定期間強化する「特別巡回警備」を行っておりまして、令和7年度は115回実施いたしました。

続いて「2 詐欺対策電話機等購入費補助」でございます。こちらは、詐欺対策機能付きの電話機を購入した際の補助を行っているもので、令和7年度は56件の補助実績となっております。

6ページへお進みください。

「3 簡易型自動通話録音機の配付」でございます。こちらは65歳以上の区民の皆様を対象に、電話機に簡単に貼り付けることができる簡易型の録音機を無償で配付しているもので、令和7年度は1,713台を配付いたしました。

続いて、「4 親子体験型防犯講習会（親子で体験あんぜん教室）」でございます。こちらは、4月から小学校に入学する幼児とその保護者を対象に、犯罪から身を守る行動を学んでいただくもので、当日は85組の親子に参加をいただきました。

この後は、教育委員会事務局の事業となります。

「5 防犯教育の実施」でございます。これは、区立各小中学校の児童・生徒に対して、不審者対応をはじめ、若年層が闇バイトへ加担するケースを踏まえた情報モラルなどを学ぶ防犯教育を実施したところでございます。

次に、「6 いたばし子ども見守り隊・スクールガード」でございます。こちらは児童の登下校時の安全・安心対策として、区民の皆様に見守り活動のボランティア登録をしていただくもので、令和7年度は1,598人の方に登録をしていただきました。

次に、「7 通学路防犯カメラの設置」でございます。こちらは、区立小学校の校地内及び通学路上に防犯カメラを設置し、児童の安全確保と犯罪抑止を図るものでございます。現状、258台の防犯カメラを設置しております。

続いて、7ページから9ページにかけましては、区や関係機関団体の皆様が共同で行った広報活動等をまとめて掲載しております。個々の説明は割愛をさせていただきますが、様々な防犯イベントの実施や犯罪発生情報の提供などを通じ、区民の皆様が犯罪に巻き込まれないよう注意喚起を行いました。

資料1「令和7年度板橋区生活安全協議会活動報告」の説明は以上となります。

会長

続きまして、「令和8年板橋区内犯罪認知件数」について、高島平警察署生活安全課長からお願いを申し上げます。

（2）令和8年板橋区内犯罪認知件数（資料2）

高島平警察署生活安全課長

区内の犯罪の発生状況について、私からご報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料2「令和8年板橋区内犯罪発生認知件数」をご覧ください。

この表は本年5月末までの区内における主な犯罪認知件数を記載しているものとなります。数字は暫定値である旨をご承知おきいただければと思います。

表中の刑法犯総計をご覧ください。区内の刑法犯認知件数は1,447件となっております。昨年の同期比としまして、92件の増加となっております。これにつきましては令和2年から令和5年までは、新型コロナウイルスの感染拡大によって、減少傾向にございましたが、感染の収束によって、令和5年以降、徐々に増加に転じ、現在は感染拡大以前

の令和元年の水準に戻りつつございます。

次に犯罪の傾向についてです。表中の各種の犯罪の合計は145件となっております。前年同期比では、8件の増加（微増）となっております。

ここで特殊詐欺の被害についてお話をさせていただきます。お話をするにあたりまして、若干の説明をさせていただきます。これまで特殊詐欺について、「オレオレ詐欺」などの10類型をもって、統計をとっておりましたが、本年から「SNS型投資詐欺」及び「SNS型ロマンス詐欺」も特殊詐欺に含まれることとなりました。表中の特殊詐欺の認知件数92件につきましては、「SNS型投資詐欺」及び「SNS型ロマンス詐欺」が含まれた件数となっております。そのうえで、5月末における板橋区内の特殊詐欺被害状況でございますが、被害件数は92件、被害金額は約6億4,700万円となっております。今もご説明いたしましたとおり、この件数と金額は、「SNS型投資詐欺」と「SNS型ロマンス詐欺」も含めた件数となっております。ちなみに、「SNS型投資詐欺」と「SNS型ロマンス詐欺」も含めた特殊詐欺の被害については、23区内で見ますと、5番目に悪い件数となっております。参考でございますが、都内の被害状況については、被害件数は2,287件、被害金額は約266億円となっております。この件数につきましても、「SNS型投資詐欺」「SNS型ロマンス詐欺」を含めた件数となっております。昨年度の同期と比べますと、プラス59件、約78億円の増加となっております。

対策としまして、特殊詐欺の手口を区民の方に知っていただき、防犯意識の向上を図り、被害に遭わないようにしていただくために、引き続き高齢者宅への戸別訪問による防犯指導を続けるほか、犯人からの電話の多くが海外からの国際電話によるものとなっておりますので、国際電話の利用を停止する国際電話利用休止の申し込みや、スマートフォンへの国際電話番号ブロック機能を搭載している警視庁防犯アプリ「Digi Police」の普及促進を図り、犯人からの電話に出ない環境づくりに力を入れてまいります。

続きまして、皆様方の身近な犯罪でございます自転車盗などの窃盗や万引きの被害についてご説明させていただきます。

まず、自転車の窃盗被害でございますが、認知件数は370件、前年と比較しますと、マイナス61件と減少傾向にあります。被害状況を確認しますと、駐輪中における無施錠で被害が約60～65%を占めているところでございます。自転車窃盗被害については、今後もキャンペーン等を通じ、駐輪時の確実な施錠やツーロックの呼びかけを継続して行い、被害防止に向けた広報啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、万引きの被害でございますが、万引きの認知件数は201件となり、前年と比較しますと、35件の増加となっております。万引きにつきましては、自転車の窃盗にもいえることでございますが、「たかが万引き」と軽く考えてしまう風潮がございます。この風潮を放置すれば、社会の規範意識の低下を招き、他の犯罪を誘発する恐れもございます。警察署としましては、業界団体や関係機関とさらに連携を図り、各種キャンペーンをはじめとした広報啓発活動による規範意識の向上を図る取組を積極的に推進し、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、社会的問題となっております犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」についてお話しさせていただきます。「闇バイト」に応募し、犯罪に加担してしまう流れは複数存在しますところ、最も多く見られるパターンは、自らSNSで「高額報酬」などと検索し、応募してしまい、犯行グループから連絡が入り、以降、匿名性の高いアプリでやりとりを行った後、犯行グループに言われるがまま個人情報を送信してしまう。犯行グループからの犯罪行為の指示を拒否すれば、犯行グループが個人情報をもとに脅迫してしまうというものとなります。警察署としましては、各種対策を講じているところ、特に、「闇バイト」に引き込まれることがないよう、より若い年齢層に対して、学校へのセーフティ教室などを通じて、「闇バイト」がアルバイトではなく、犯罪であることや犯罪に加担することの恐ろしさを知ってもらうことなどをお話し、子どもたちに対して、闇バイトの危険性について理解してもらう取組に力を入れております。今後、さらに積極的に幅広い世代に広報啓発活動を行い、あらゆる世代の方に、「闇バイト」の危険性について浸透

させ、板橋区内から、凶悪犯罪による加害者も被害者も生まないような取組を行ってまいりたいと考えております。

最後に資料にはございませんが、子どもに対する犯罪について触れさせていただきたいと思ひます。子どもに対する犯罪の発生件数は、本年5月末までで7件と、昨年と比較し4件の増加となっております。一方で、子どもへの声かけなどの、いわゆる前兆事案と呼ばれているものにつきましては、手集計ではございますが、令和7年5月末が51件であったところ、令和8年5月末では30件と減少しております。警察署としましては、引き続き事案等の発生時に、メールけいしちょうでのタイムリーな情報発信によって、情報を共有するとともに、小学校などへのセーフティ教室や、非行防止教室などを利用し、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。今後も積極的に子どもたちの防犯意識の向上に取り組んでまいりたいと思ひます。

以上となりますが、警察署といたしましては、地域の方々の安全・安心な生活を守るべく、これまで以上に、板橋区や関係機関、まちの方々と連携・協力しながら、各種犯罪の抑止や検挙に取り組んでまいりたいと考えております。

会長

続きまして、「令和8年板橋区内火災状況」について、板橋消防署災害対策調整担当課長から願ひします。

(3) 令和8年板橋区内火災状況(資料3)

板橋消防署災害対策調整担当課長

それでは、資料3についてご説明させていただきます。

まず、令和8年5月末までの区内の火災状況でございますが、件数は93件で、前年同時期と比べますと、31件増加しております。一方で、焼損床面積については、235㎡で、前年同時期と比べまして、37㎡減少しております。火災による死者ですが、区内では3名発生しており、前年同時期と比べますと、1名増加という状況でございます。出火原因別件数ですが、電気関係の火災が一番多く、続いてたばことなっております。消防署といたしましては、各原因についての注意喚起の広報を進めるとともに、火災による被害を低減させるため、マイ消火器の維持・設置の普及や住宅用火災警報器の維持・設置の促進などに関する広報も推進しているところでございます。

この生活安全協議会では、情報提供を3件させていただきます。

1件目は、リチウムイオン電池関連火災についてです。リチウムイオン電池は充電して繰り返し使え、大容量で寿命が長いことから、パソコンやスマートフォン、モバイルバッテリー、ハンディファン、コードレス掃除機など、幅広い製品に使用されています。リチウムイオン電池の中には、危険物に該当する液体を含むものがあります。叩く・落下させるといった強い衝撃を与えることや、誤った方法で充電をしたり、無理な分解をしたりすると、火災になる恐れがあります。異変に気付くためにも、必ず「見える場所での充電」を心がけてください。5月に板橋消防署管内でもリチウムイオン電池が原因と推測される火災が発生しております。残念ながら、住宅1棟が焼損する状況となってしまいましたが、お住まいの3名の方は救出し、命に別状はございませんでした。2ページの下グラフは、東京消防庁管内で発生した、住宅火災におけるリチウムイオン電池による火災件数の推移でございます。年々、件数が増加しており、令和7年には、過去10年間で最多の221件となっております。東京消防庁では、YouTubeチャンネルで「STOP! リチウムイオン電池火災」を提供しておりますので、ぜひご覧いただければと思ひます。

次のページをご覧ください。

熱中症及び救急車の適時・適切な利用についてです。昨年の夏(6月～8月)の平均気温は、北・東・西日本でかなり高くなり、全国の平均気温として、気象庁の統計開始以降最も高くなりました。東京都では、年間の猛暑日(最高気温が30℃以上の日)の日数が

29日、熱中症警戒アラートが発令された日数が40日と、すべて過去最多を記録しました。東京消防庁管内において、令和7年6月1日から同年9月30日までの4か月間に、熱中症によって、9,125人が救急搬送されており、これは令和6年と比べて1,129名増加している状況でございます。また、7月に入り、各所で40℃超を記録しているので、十分ご注意いただきたいと思います。

ここで熱中症の応急処置を紹介したいと思います。熱中症の応急処置については、図のとおりとなります。チェック1の熱中症を疑う症状がある場合で、チェック2の呼びかけに応えない、意識がない状態のときは、「いいえ」の青い矢印で右に進み、すぐに119番通報して救急車を呼んでください。救急車が到着するまでの間は、その下にあるように涼しい場所に避難して、風が通るように服をゆるめ、冷たいものがあれば、血流の多い首・腋の下・太ももの付け根を集中的に冷やしてください。左のチェックに戻り、呼びかけに応えたら、同様に体を冷やしてください。チェック3の水分を自力で摂取できれば、水分・塩分を補給、チェック4の症状が良くなれば、休息をとり、回復したら帰宅してください。チェック3・4で「いいえ」の場合は、点滴等の医療処置が必要となりますので、医療機関を受診していただきたいと思います。

次のページをご覧ください。

最後に、感震ブレーカー（都独自の愛称：グラピタスイッチ）について、ご説明させていただきます。令和6年輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書において、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及推進の必要性が提言されたことから情報提供させていただきます。東京都の地域防災計画において、感震ブレーカーの設置率の目標は2030年度までに25%（都内全域）と定められています。現状の感震ブレーカーの設置率は13%（令和6年度）となります。なお、「首都直下地震等における東京の被害想定」では、板橋区の被害想定を7割減少させることが可能と推計されています。次に、普及啓発について、表のとおりとなります。板橋区では、令和7年8月31日をもって、いたばし防災＋カタログ事業は終了しましたが、感震ブレーカーを含む防災用品について斡旋価格での案内を実施しているそうです。参考までに、感震ブレーカーの種類を掲載させていただきました。消防署からのお知らせは以上となります。

会長

続きまして「令和7年度悪質商法等による消費者被害」につきまして、くらしと観光課長からお願いします。

（4）令和7年度悪質商法等による消費者被害について（資料4）

くらしと観光課長

日頃より、板橋区の消費者行政にご理解いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、資料4「令和7年度悪質商法等による消費者被害」につきまして、報告いたします。

「1 令和7年度相談の概要」でございます。まず、相談件数の推移ですけれども、令和7年度の相談件数は4,965件と、前年比で約13%増加しており、直近3年を見ましても、年々増加傾向にございます。その中でも、通信販売に関する相談が1,790件と、相談全体の1/3以上を占めているところでございます。また、令和7年度の契約・購入金額の合計は約22億2,800千万円となっており、前年度から約6億6,400万円増加し、特に投資等の高額取引での相談が増えています。

続きまして、商品・サービス別の相談件数でございます。年代別の傾向といたしましては、10代まではスマートフォンによるインターネットゲーム課金トラブル、10代～20代は美容整形、脱毛などの医療サービス、20代はエステティックサービス、50代～70代ではサプリメントの定期購入などの健康食品に関する相談が多いところでござい

す。また、20代～60代の幅広い世代で不動産賃借に関する相談が上位を占めており、60代以上の世代では、持ち家の建築やリフォームなどの相談が多くなってございます。ただいま、年代別の傾向をお話しさせていただきましたが、お話しさせていただきましたのは、あくまで傾向でございまして、年代にかかわらず、様々な相談が寄せられてございます。詳細につきましては、添付しております。資料4－別紙2をご覧くださいいただければと思います。

2ページ目をご覧ください。最近、消費者センターに多く見られる相談事例といたしまして、3つの事例を記載させていただいております。本日は、そのうち、2つの事例についてご紹介させていただきます。

まず、インターネット通販に関する相談でございまして。事例としては、SNSに高級ブランド品を格安で販売するという広告が出ていたもので、興味を持ち、その通販サイトを見たところ、高級ブランドのハンドバッグが半額だったので注文し、代引で支払うことにした。しかし、届いた注文確認メールを見ると、販売店名がなく、電話番号もないので不安になったという事案でございまして。消費者センターからのアドバイスとしましては、高級ブランドのバッグや時計などが大幅に値引きされている通販サイトで商品を購入し、商品が届かない・偽物が届いた・事業者と連絡がとれないなど、実は偽サイトといった相談が多く寄せられておりますので、資料に書いてある項目を確認していただき、少しでも気になる点がありましたら、購入は控えていただきますようよろしくお願いいたします。特に、通信販売につきましては、クーリング・オフができませんので、安さに惹かれて購入するのは危険です。

2つ目の事例としては、定期購入に関するトラブルでございまして。SNSで「定期縛りなし」と表示されていたサプリメントを980円で購入。数週間後に注文していないのに、2回目が届き、1万3,800円の振込用紙が入っていたため、驚いて、通販サイトに問い合わせたところ定期購入になっていたという事例でございまして。消費者センターからのアドバイスとしましては、「定期縛りなし」という表現は、1回限りという意味ではなく、「最低購入回数の指定がないという契約」である可能性があるため注意が必要でございまして。注文する前に、販売サイトや最終確認画面で表示をよく確認してください。契約条件に関する記載につきましては、証拠として、スクリーンショットで必ず保存していただきますようお願いいたします。購入後に画面が変わっている可能性もありますので、できる限りスクリーンショットを保存していただければと思います。

3ページ上部の副業サポートに関する相談事例につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3ページ「3 悪質商法等被害防止対策の具体的な取り組み」についてです。（1）啓発・事業といたしまして、①一般向け②若者向け③高齢者向けと、それぞれ記載しております。消費者センターといたしましては、まずは、本日、紹介させていただきました事例や現在どういったことが起きているかという消費生活の動向を区民の皆様にご覧いただくことが重要だと考えておりますので、引き続き啓発活動を進めてまいりたいと考えております。また、消費者センターだけではなく、（2）に記載しているような警察署の皆様や関係機関の皆様とともに周知活動を努めていきたいと考えております。

最後に、資料4－別紙1をご覧ください。こちら、「令和7年度消費生活相談件数（対前年度比較）」でございまして。

「3 契約当事者の属性」を見ていただくと、男性女性に限らず、令和6年度から7年度にかけて増加しています。また、年代ですが、10代以上、ほぼすべての年代におきまして、相談件数が増加しております。若い世代からの相談件数が少ないということは決してなく、20代から80代以上まで満遍なく相談を受けている状況でございまして。

「6 インターネット通販」をご覧ください。インターネットの相談ということで若い世代の相談が多いかと思われがちですが、50代～60代が、多くなっています。70代以上になりますと、申し込みはインターネットでしたものの、解約等の手続きが面倒で支払ってしまったというケースも見られますので、（インターネットトラブルに限らず）ま

ずは消費者センターにご相談いただければと考えています。

最後になりますが、消費者センターとしましても、板橋区の安心・安全なまちづくりに努めてまいります。本日、お集まりの関係各所の皆様におかれましては、引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

会長

以上で報告事項を終了いたします。ただいまの報告につきましては、ご質問ご意見等あるかと存じますが、後ほど一括をしてご発言いただきたいと思います。

次に、議題に入りたいと存じます。

「令和８年度板橋区生活安全協議会の活動方針（案）」について、板橋区防災危機管理課長からお願いいたします。

4 議題

令和８年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）（資料５）

防災危機管理課長

それでは「令和８年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）」についてご説明をさせていただきます。

まず、「１ 活動方針」でございます。（１）「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進める。（２）生活安全協議会は、共通の事業を行い、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげる。（３）重点項目を定めて、専門部会を設置し、事業計画に基づき効果的に活動を行うとともに、地域ぐるみで犯罪の防止を図る。

続いて、「２ 重点項目」でございます。まず、「（１）特殊詐欺・闇バイト・悪質商法対策」でございます。特殊詐欺の手口は年々巧妙化しておりまして、高齢者だけではなく、若者も多く被害に遭っております。先ほどお話がありましたとおり、近年は、ニセ警察詐欺やSNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺の被害が多くなっております。こうした状況を踏まえ、引き続き関係機関の皆様と連携した注意喚起に努めてまいります。

次に、闇バイトが関係すると思われる強盗事件等が全国的に発生しております。SNS等を活用した広報活動や各種補助事業の実施により、区民の皆様の防犯対策の促進及び防犯意識の向上に努めるとともに、若者を犯罪者集団から守るよう、闇バイトの危険性について、関係機関が連携した注意喚起に努めてまいります。

次に、消費者センターへの相談総件数でございますが、先ほどご報告ありましたように、相談件数は近年増加しておりまして、特にSNSやインターネットを介した悪質商法による被害が問題となっております。幅広い世代に対し、被害を未然に防ぐことができるよう注意喚起に努めてまいります。

続いて、「（２）子どもに対する犯罪の防止対策」でございます。子どもたちが安全に生活し、安心して学び育つことができる環境を確保するため、引き続き、小中学校と連携した登下校時の警戒強化を図るとともに、防犯講習会の開催をはじめ、メールけいしちょうや「Digi Police」の利用促進等により、防犯意識の啓発に努めてまいります。

続いて、「（３）火災予防対策」でございます。近年、リチウムイオン電池やたばこを原因とする火災が増加しております。区民の皆様の防火意識を高められるよう、地域団体等と連携した注意喚起対策の広報を実施するとともに、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの設置促進、火災の危険性の周知等、関係機関と連携した防火対策を実施いたします。

以上の取組について、関係機関及び団体の皆様と協働し、今年度推進してまいりたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

ただいま、「令和８年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）」についての説明いただきました。先ほど報告事項も含めて、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと存じます。

質疑応答

質問 板橋区議会企画総務委員長

先ほどお話がありました小学校の火災、私も報道で見えてまして、想定を超えるようなものでした。火災の原因はよくわかっておりませんが、早速、板橋区の小中学校にご指導いただいたということで感謝申し上げたいと思います。板橋区では、小中学校に限らず、保育園・幼稚園から高齢者施設、あるいはお子さんが集まれるような児童館など、様々な施設がございます。こういった区の公共施設に対して、区としてどのような指導や点検、調査をしているのでしょうか。

回答 防災危機管理課長

小学校での大変痛ましい火災ということで、映像でも拝見したところでございます。我々、危機管理部防災危機管理課といたしましても、小中学校はもとより、保育園や児童館、高齢者施設等それぞれの施設に対して、各所管部署から改めて、避難ルート確保・確認といった対策や防災訓練の実施を通知しているところでございます。今後、そういった各施設の実施について報告を上げてもらうことになっておりますので、しっかりと確認をしてみたいと考えております。

質問 公募委員

１つ火災関係で質問です。令和７年中の区内火災件数は１７７件で、前年に比べると、４４件増加ということで、非常に大きな増加かなと不安に思っています。資料３を見ると、火災件数（５月３１日現在）は３１件増となっており、建物火災の中では、「ぼや」が２２件で一番多く、前年に比べ増加しているとのことですが、具体的な要因等はどのようなになっているのでしょうか。

回答 板橋消防署警防課地域防災担当係長

建物火災における「ぼや」とは、火が出てもすぐに消し止められ、被害がごく小さく済んだ火災のことを言います。この件数が多いということは、皆様が初期消火の重要性を認識していただいて、消火器を使ったり自ら水をかけたりして消火していただいたことで、部分焼～全焼に至らず、「ぼや」で済んでいるということでございます。

出火原因については、たばこの不始末や電子レンジ・オーブントースターの不適切な利用、リチウムイオン電池によるものが多くなっています。

消防署といたしましても、各防災訓練の会場等におきまして、初期消火の大切さや消火器の重要性、出火原因の周知・対策などを皆様に広報をしております。また、各町会の皆様には、初期消火訓練、防災訓練を必ず実施するようにお願いしているところでございます。

質問 Waku Waku サロン代表

引き続き、火災のことで質問です。私たち Waku Waku サロンには、小中学生等の子どもたちが参加することが多いです。そこで、リチウムイオン電池関連火災という点がとても気になりましたので、お聞きしたいと思います。最近だと、小学生がモバイルバッテリーとかハンディファンなどを持ち歩くことが増えておりまして、私が見る限り、寝ている間に充電し続けていたり、雑に扱っていたり、管理が粗いと思います。そのような状況を私はすごく怖いと思っていて、気づいたときには注意するようにしているのですが、小

中学校等から、どのように注意喚起がされているのでしょうか。

回答 板橋消防署警防課地域防災担当係長

私たちとしては、主に保護者の方々に充電する際の注意点として、煙が出た・発火した場合に備え、住宅用火災警報器が設置されている部屋で充電をするようにお伝えしております。併せて、リチウムイオン電池は衝撃を受けると発火する場合もあるため、十分丁寧に取り扱うようにお願いしております。

そのほか、保護者の方々にお話しする際には、電動自転車のバッテリーについても、正規品以外のものを使用し、火災となる場合がございますので、正規のバッテリーを使用することも併せてお願いしております。

回答 板橋消防署災害対策調整担当課長

板橋消防署警防課地域防災担当係長の回答の補足としまして、小中学校と協力して、総合防災教育を行っております。そこでは、リチウムイオン電池のことについての注意喚起も取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

回答 地域防災支援課長

区の出組としましても、いろいろな防災に関するイベントを実施しています。例えば、11月3日に開催予定の「防災＋フェア」には、たくさんのお子さんもいらっしゃいます。そこで、リチウムイオン電池による火災などについての周知も検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問 志村防犯協会副会長

防犯カメラの補助金の件です。私たちの町会では、補助金を活用し、防犯カメラを設置しまして、今年で6年目になります。そのうち、1台が故障してしまいまして、修理をしたのですが、新しい機器に交換するという方法でも良かったのではと思っています。実際にそのようなことは可能なのでしょうか。

回答 防災危機管理課長

防犯カメラを設置していただきありがとうございます。防犯カメラは屋外に設置されているものですから、経年劣化とともに故障する場合があるというのは承知しております。この補助事業につきましては、設置から7年経過しますと、更新（機器の交換）として補助対象となりますので、今後、ご検討いただければと思います。なお、設置から7年経過していることが要件となりますので、7年以内ですと、設置団体の負担で、修理していただくことになりますので、ご了承ください。

質問 区議会議長

2点確認させていただければと思います。

1点目が、消費者センターに寄せられている相談の中で、不動産賃貸借に関する相談が上位を占めているというご報告をいただきましたが、この中には、建築やリフォームの相談のほか、家賃の値上げについてのご相談は含まれているのでしょうか。

2点目が、救急車ひっ迫アラートについてです。救急車は熱中症や傷病、交通事故などの様々な場面での区民の皆様の命を守る砦となっておりますが、救急車ひっ迫アラートが発令されているときには、到着にどれくらい時間がかかってしまうのでしょうか。併せて、救急車ひっ迫アラートが発令されている場合でも、一刻を争うような状況はあるかと思いますが、その際の対応はどうかしているのでしょうか。

回答 暮らしと観光課長

1点目の不動産賃貸借に関する相談についてお答えします。こちら、家賃の値上げにつ

いてもご相談には含まれております。そのうえで、この相談で多いものが、マンション等を退去する際の敷金・礼金の取扱などでございます。

回答 志村消防署警防課長

2点目の救急車ひっ迫アラートについてお答えします。場所によって、到着時間が何分というのは一概には言えないのですが、今年3月から体制を強化し、ポンプ車に載せている救急資器材等を増強しておりまして、そのポンプ車に乗った有資格者が先に現場へ向かい、重症度判断や病院への連絡等を行うといった対策をしております。そのほか、運用につきまして、救急車が病院に到着した際には、病院の協力のもと、早期に医師へ引き継ぎまして、消防署に戻らずにすぐに次の現場へ出場するような対策も行っております。

質問 民生・児童委員協議会会長

防犯教育の実施について、子どもたちが闇バイトへ加担するケースなどを踏まえた情報モラルなどを学ぶ防犯教育を実施したということですが、各区立小中学校全校で実施されたのでしょうか。

回答 高島平警察署生活安全課長

ご質問いただいたような小中学校に対する防犯教育というものは、こちらからアプローチするものもあれば、学校側から依頼されることもあります。こちらは、どの警察署においても同じように対応しておりまして、手元に資料はないため詳細は回答できませんが、全校において、実施しているところでございます。

質問 高島平防犯協会会計

「令和7年度悪質商法等による消費者被害について」の中のインターネットの通販に関する質問です。先にお金を払って、商品が届かないとか偽物が届いたとか、そういった場合は、諦めるしかないのでしょうか。

回答 高島平警察署生活安全課長

インターネット通販というのは、対面の取引ではないので、非常に危険なところがございます。先にお金を支払っても商品が届かないということで、多く相談が寄せられているところでございます。そういった場合に、支払った金額が返ってくる、商品が届くということは全くわからないところでございます。警察署では、相手がわかれば当然取り締まりの対象にもなったり、生活相談係という部署で対応できたりする場合もございますので、まずは警察署にご相談いただくことが一番かと思います。そこで、相手の状況とか連絡先とかを一つ一つ確かめていければと思います。

—質問、意見なし—

会長

ありがとうございました。大変貴重なご意見ありがとうございました。時間に限りもございますので、このあたりで質疑応答を終了したいと思います。皆様から大変貴重なご意見・ご指摘をいただきました。いただきました内容につきましては、各関係機関で、十分に検証していただきながら、改善できるものは改善していただくことも含めてお願いを申し上げます。

それでは、「令和8年度板橋区生活安全協議会活動方針」について、皆様にお諮りいたします。賛成の方は、ぜひ拍手をもってお願い申し上げます。

—拍手・活動方針了承—

ありがとうございました。全員から拍手をいただきました。よって、活動方針につきまして、内容のとおりと決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の議事はすべて終了といたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。最後に、事務連絡等ございましたら事務局からお願いいたします。

防災危機管理課長

会長ありがとうございました。先ほど、ご決定いただきました方針に基づき、今年度の活動を実施してまいります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれにて、本日の協議会は終了とさせていただきます。本日はご多用の中、板橋区生活安全協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。